

公 告

公 告 第 466 号

令和5年12月25日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



『大和ハウス工業健康保険組合同規約』の一部変更について

大和ハウス工業健康保険組合同規約の一部を下記のとおり変更したので、健康保険法
施行令第3条の2の規定により公告します。

記

第4条中の「大和リゾート株式会社 東京都千代田区」を「DESTINATION・リゾート&ホテルズ・マネジメント株式会社」に改める。

第43条中の「大和リゾート株式会社」を「DESTINATION・リゾート&ホテルズ・マネジメント株式会社」に改める。

附則

この規約は、令和5年12月25日から施行する。

以上